

石川県公報

令和6年3月29日（金曜日）

号 外

（第18号）

目 次

規 則	
○軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める 条例施行規則等の一部を改正する等の規則 (長寿社会課) 1	○指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に 関する基準等を定める条例施行規則等の一部を改正す る規則 (障害保健福祉課) 11

規 則

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第十三号

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する等の規則

(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則及び養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第一条 次に掲げる規則の規定中「同一敷地内にある」を削る。

- 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年石川県規則第五十一号）第三条第三項ただし書及び附則第七項ただし書
- 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年石川県規則第五十二号）第三条第四項ただし書

(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第二条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年石川県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十一条第二項」を「第十一条第四項」に改める。

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第三条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年石川県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

- 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこと。
- 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第六条の三中「第六条の二まで」を「前条まで」に改め、「条例第三十二条第三項」との下に「前条中「第四十二条第二項第二号」とあるのは「第四十二条の三において準用する条例第四十二条第二項第二号」とを加え、同条を第六条の四とし、第六条の二の次に次の一条を加える。

(記録の整備)

第六条の三 条例第四十二条第二項第二号の規則で定める記録は、第四条第四号の記録とする。

第十二条中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第九条中「第六条の二まで」を「第六条の三まで」に改め、「条例第三十三条第三項」との下に、「第六条の三中「第四十二条第二項第二号」とあるのは「第四十七条において準用する条例第四十二条第二項第二号」とを加える。

第十二条の次に次の一条を加える。

(記録の整備)

第十二条の二 条例第五十八条第二項の規則で定める記録は、前条第四号の記録とする。

第十五条中「、第十一条及び第十二条」を「及び第十一条から第十二条の二まで」に改め、「条例第五十四条」との下に、「第十二条の二中「第五十八条第二項」とあるのは「第六十二条において準用する条例第五十八条第二項」とを加える。

第二十七条中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第二十七条の二の次に次の一条を加える。

(記録の整備)

第二十七条の三 条例第百十二条第二項第二号の規則で定める記録は、第二十七条第四号の記録とする。

第二十八条の二中「、第二十六条、第二十七条及び第二十七条の二」を「及び第二十六条から第二十七条の三まで」に改め、「条例第百十一条第二項」との下に、「第二十七条の三中「第百十二条第二項第二号」とあるのは「第百十五条において準用する条例第百十二条第二項第二号」とを加える。

第三十五条中「、第二十六条、第二十七条及び第二十七条の二」を「及び第二十六条から第二十七条の三まで」に改め、「条例第百十一条第二項」との下に、「第二十七条の三中「第百十二条第二項第二号」とあるのは「第百三十五条において準用する条例第百十二条第二項第二号」とを加える。

第五十七条第二号を削り、同条第三号中「(前号に該当するものを除く。)」を削り、同号を同条第二号とし、同条第四号中「前二号」を「前号」に改め、「及び入院患者」を削り、同号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とする。

第五十八条中「第百九十一条第一項第四号」を「第百九十一条第一項第三号」に改める。

第六十一条第二号中「病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を「病院又は診療所に、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟」を「療養病床」に改める。

第六十二条の次に次の二条を加える。

(療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準)

第六十二条の二 条例第二百七条第二項の療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所に係る同条第四項の規則で定める基準は、次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれに掲げるとおりとする。

一 ユニット

イ 病室

- (1) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
- (2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないこと。
- (3) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。
- (4) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

ロ 共同生活室

- (1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活

活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

- (2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (3) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備

- (1) 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ニ 便所

- (1) 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

二 廊下幅

一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

三 機能訓練室

内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

四 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

2 前項第一号口の共同生活室は、医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第二十一条第三号に規定する食堂とみなす。

3 第一項第二号から第四号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前三項に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

(療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準)

第六十二条の三 条例第二百七条第三項の療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所に係る同条第四項の規則で定める基準は、次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれに掲げるとおりとする。

一 ユニット

イ 病室

- (1) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
- (2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないこと。
- (3) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。
- (4) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

ロ 共同生活室

- (1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (3) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備

- (1) 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ニ 便所

- (1) 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

と。

二 廊下幅

一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

三 機能訓練室

機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

四 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

2 前項第一号口の共同生活室は、医療法施行規則第二十一条の四において準用する同令第二十一条第三号に規定する食堂とみなす。

3 第一項第二号から第四号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前三項に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

第六十五条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第六十七条に次の一項を加える。

9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第一項第二号イ及び第二項第二号イの規定の適用については、これらの規定中「一」とあるのは、「〇・九」とする。

一 条例第二百三十七条において準用する条例第百六十六条の二に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

イ 利用者の安全及びケアの質の確保

ロ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ハ 緊急時の体制整備

ニ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

ホ 特定施設従業者に対する研修

二 複数の種類の介護機器を活用していること。

三 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

四 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第七十七条中第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、同号の前に次の二号を加える。

六 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

七 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第七十七条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 法第八条第十二項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第十三項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。

第七十七条の二の次に次の一条を加える。

（記録の整備）

第七十七条の三 条例第二百六十二条第二項第二号の規定で定める記録は、第七十七条第七号の記録とする。

第八十条中「第七十七条の二まで」を「第七十七条の三まで」に改め、「条例第二百六十条第六項」との下に

「第七十七条の三中「第二百六十二条第二項第二号」とあるのは「第二百六十五条において準用する条例第二百六十二条第二項第二号」と」を加える。

第八十四条中第四号を第八号とし、同号の前に次の三号を加える。

五 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。

六 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

七 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第八十四条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

一 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。

第八十四条の次に次の一条を加える。

（記録の整備）

第八十四条の二 条例第二百七十五条第二項第二号の規則で定める記録は、前条第七号の記録とする。

第四条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を次のように改正する。

第十七条中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第十七条の次に次の一条を加える。

（記録の整備）

第十七条の二 条例第七十八条第二項第四号の規則で定める記録は、前条第四号の記録とする。

第十九条中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第十九条の次に次の一条を加える。

（記録の整備）

第十九条の二 条例第八十八条第二項第二号の規則で定める記録は、前条第四号の記録とする。

第二十二条第一号トを同号リとし、同号ハ中「ホ」を「ト」に改め、同号ヘを同号ナとし、同号ホ中「二」を「ハ」に改め、同号ホを同号トとし、同号中ニをヘとし、ハの次に次のように加える。

ニ 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

ホ ニの身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第二十二条第二号トを同号リとし、同号ハ中「ホ」を「ト」に改め、同号ヘを同号ナとし、同号ホ中「二」を「ハ」に改め、同号ホを同号トとし、同号中ニをヘとし、ハをホとし、ロの次に次のように加える。

ハ 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

ニ ハの身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得

ない理由を記録すること。

第二十二條第三号中ニをへとし、ハをホとし、ロの次に次のように加える。

ハ 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

ニ ハの身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第二十二條の次に次の一条を加える。

(記録の整備)

第二十二條の二 条例第九十七條第二項の規則で定める記録は、前条第一号ホ、同条第二号ニ及び同条第三号ニの記録とする。

第三十八條中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第三十八條の二の次に次の一条を加える。

(記録の整備)

第三十八條の三 条例第百四十五條第二項第二号の規則で定める記録は、第三十八條第四号の記録とする。

(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第五條 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十三條を次のように改める。

(記録の整備)

第十三條 条例第五十六條第二項の規則で定める記録は、次条第四号の記録とする。

第十四條中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という)を行わないこと。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第十六條中「、第十二條、第十二條の二、第十二條の三及び第十四條」を「から第十四條まで」に改め、「条例第五十五條の三第三項」との下に「、第十三條中「第五十六條第二項」とあるのは「第六十三條において準用する条例第五十六條第二項」と」を加える。

第二十一條第一項第一号中「指定介護予防支援等基準第二条」を「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十七号)第二条第一項」に改め、「担当職員」の下に「及び同条第二項に規定する介護支援専門員」を加え、「等をいう。」を「等をいう。第八十條第四号及び第八十八條第三号において同じ。」に改める。

第五十七條第二号を削り、同条第三号中「(前号に該当するものを除く。)」を削り、同号を同条第二号とし、同条第四号中「前二号」を「前号」に改め、「及び入院患者」を削り、同号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とする。

第五十八條中「第百七十五條第一項第四号」を「第百七十五條第一項第三号」に改める。

第六十條第二号中「病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を「病院又は診療所」に、「療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟」を「療養病床」に改める。

第六十三條の次に次の二條を加える。

(療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期人所療養介護事業所の設備に関する基準)

第六十三條の二 条例第百九十二條第二項の療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期人所療養介護事業所に係る同条第四項の規則で定める基準は、次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれに掲げるとおりとする。

一 ユニット

イ 病室

- (1) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
- (2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないこと。
- (3) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。
- (4) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

ロ 共同生活室

- (1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (3) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備

- (1) 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適當敷設けること。
- (2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ニ 便所

- (1) 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適當敷設けること。
- (2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

二 廊下幅

一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

三 機能訓練室

内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

四 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

2 前項第一号ロの共同生活室は、医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第二十一条第三号に規定する食堂とみなす。

3 第一項第二号から第四号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前三項に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

(療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準)

第六十三条の三 条例第九十二条第三項の療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所に係る同条第四項の規則で定める基準は、次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれに掲げるとおりとする。

一 ユニット

イ 病室

- (1) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
- (2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないこと。
- (3) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。
- (4) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

ロ 共同生活室

- (1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (3) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備

- (1) 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当教設けること。
- (2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ニ 便所

- (1) 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当教設けること。
- (2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

二 廊下幅

- 一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

三 機能訓練室

機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

四 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

2 前項第一号ロの共同生活室は、医療法施行規則第二十一条の四において準用する同令第二十一条第三号に規定する食堂とみなす。

3 第一項第二号から第四号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前三項に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

第六十六条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第六十八条に次の一項を加える。

9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第一項第二号イ及び第二項第二号イの規定の適用については、これらの規定中「一」とあるのは、「〇・九」とする。

一 条例第二百十八条において準用する条例第四百四十一条の二に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

イ 利用者の安全及びケアの質の確保

ロ 介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ハ 緊急時の体制整備

ニ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(次号において「介護機器」という。)の定期的な点検

ホ 介護予防特定施設従業者に対する研修

二 複数の種類の介護機器を活用していること。

三 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

四 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第七十八条の二の次に次の一条を加える。

(記録の整備)

第七十八条の三 条例第二百四十八条第二項第二号の規則で定める記録は、第八十条第九号の記録とする。

第八十条中第七号を第十号とし、同号の前に次の二号を加える。

八 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

九 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第八十条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 法第八条の二第十項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第十一項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。

第八十一条第一項第五号に次のただし書を加える。

ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から六月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うこと。

第八十三条中「第七十八条の二まで」を「第七十八条の三まで」に改め、「条例第二百四十六条第六項」との下に、「第七十八条の三中「第二百四十八条第二項第二号」とあるのは「第二百五十四条において適用する条例第二百四十八条第二項第二号」と」を加える。

第八十六条の次に次の一条を加える。

(記録の整備)

第八十六条の二 条例第二百六十二条第二項第二号の規則で定める記録は、第八十八条第八号の記録とする。

第八十八条中第五号を第九号とし、同号の前に次の三号を加える。

六 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。

七 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

八 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第八十八条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。

第八十九条に次の一号を加える。

五 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該指定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うこと。

第六条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を次のように改正する。

第十七条の次に次の一条を加える。

(記録の整備)

第十七条の二 条例第七十四条第二項第四号の規則で定める記録は、第十九条第九号の記録とする。

第十九条第一項中第十三号を第十五号とし、第八号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の二号を加える。

八 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

九 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第十九条第二項中「第十三号」を「第十五号」に改め、同条第三項中「第二号」を「第一項第二号」に、「及び第十号から第十三号まで及び」を「、同項第九号及び同項第十二号から第十五号まで並びに」に改める。

第十九条の二の次に次の一条を加える。

(記録の整備)

第十九条の三 条例第八十四条第二項第二号の規則で定める記録は、第二十一条第一項第十一号の記録とする。

第二十一条第一項中第十三号を第十六号とし、第十号から第十二号までを三号ずつ繰り下げ、第九号を第十二号とし、同号の前に次の二号を加える。

十 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

十一 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第二十一条第一項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同項第六号中「第五号」を「第六号」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したりハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握すること。

第二十一条第二項中「第十三号」を「第十六号」に改める。

第二十二条の次に次の一条を加える。

(記録の整備)

第二十二条の二 条例第九十三条第二項の規則で定める記録は、第二十四条第一号二、同条第二号二及び同条第三号二の記録とする。

第二十四条第一号トを同号リとし、同号ハ中「ホ」を「ト」に改め、同号ヘを同号ナとし、同号ホ中「二」を「ハ」に改め、同号ホを同号トとし、同号中ニをヘとし、ハをホとし、ロの次に次のように加える。

ハ 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

ニ ハの身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第二十四条第二号トを同号リとし、同号ハ中「ホ」を「ト」に改め、同号ヘを同号ナとし、同号ホ中「二」を「ハ」に改め、同号ホを同号トとし、同号中ニをヘとし、ハをホとし、ロの次に次のように加える。

ハ 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

ニ ハの身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第二十四条第三号中ニをヘとし、ハをホとし、ロの次に次のように加える。

ハ 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

ニ ハの身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第三十五条の三の次に次の一条を加える。

(記録の整備)

第三十五条の四 条例第二百二十三条第二項第二号の規則で定める記録は、第三十七条第一項第十一号の記録とする。

第三十七条第一項中第十二号を第十五号とし、第十一号を第十四号とし、第十号を第十三号とし、第九号を第十二号とし、同号の前に次の二号を加える。

十 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

十一 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得

得ない理由を記録すること。

第三十七条第一項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同項第六号中「第五号」を「第六号」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したりリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握すること。

第三十七条第二項中「第十二号」を「第十五号」に改める。

(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第七条 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項第三号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)」を削る。

第十一条第一号及び第二号中「又は」を「及び」に改める。

(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の廃止)

第八条 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第五十八号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第四条及び第六条の規定は、同年六月一日から施行する。

(介護サービス事業者の指定等及び業務管理体制の整備の届出に関する規則の一部改正)

2 介護サービス事業者の指定等及び業務管理体制の整備の届出に関する規則(平成十一年石川県規則第四十二号)

の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 この規則は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)及び介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、介護サービス事業者の指定等及び業務管理体制の整備の届出に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条の見出し中「申請等」を「掲示」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「又は旧法第四十八条第一項第三号の規定による指定を受けた介護療養型医療施設」を削り、同項を同条とする。

第二条の二から第九条までを削り、第十条を第三条とする。

第十一条第一項中「別記様式第十号」を「別記様式第一号」に、「別記様式第十一号」を「別記様式第二号」に改め、同条を第四条とする。

第十二条を第五条とする。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

別記様式第一号から別記様式第九号までを削る。

別記様式第十号中「(第ニ条ニ係ル)」を「(第ニ条ニ係ル)」に改め、同様式を別記様式第一号とする。

別記様式第十一号中「(第ニ条ニ係ル)」を「(第ニ条ニ係ル)」に改め、同様式を別記様式第二号とする。

(経過措置)

3 前項の規定による改正前の介護サービス事業者の指定等及び業務管理体制の整備の届出に関する規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第十四号

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則

(指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第一条 指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項及び第四項を次のように改める。

3 条例第七条第四項の従業者の配置等に関する基準は、同条第三項の指定児童発達支援事業所に医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置くこととする。

4 第二項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第二号イの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第三条第五項中「から第四項まで」を「及び第二項」に改め、同条第六項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第三項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第五条ただし書を削る。

第六条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例第二十四条第一項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

二 肢体不自由(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二の二第二項に規定する肢体不自由をいう)のある児童に対して治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療(食事療養(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう)を除く)に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

第十一条から第十四条までを削り、第十五条を第十一条とし、第十六条を第十二条とし、第十七条を第十三条とし、第十七条の二を第十四条とし、第十八条を第十五条とし、第十九条を第十六条とし、第二十条中「第十五条第四項」を「第十一条第四項」に改め、同条を第十七条とする。

(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第二条 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十七条の二」を「第五十七条の二・第五十七条の三」に、「第五十七条の三」を「第五十七条の四」に改める。

第四条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

第九条第六項中「第六条の二の二第三項」を「第七条第二項」に改める。

第十四条第一項第二号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第十九条の四第一号及び第二号中「第三十八条の三」を「第三十八条の四」に改める。

第三十五条第一項第一号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第三十八条の三中「第四百九条の三」を「第四百九条の四」に改め、同条を第三十八条の四とし、第三十八条の二の次に次の一条を加える。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準)

第三十八条の三 条例第四百九条の三の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 指定通所リハビリテーション事業所(指定居宅サービス等基準第百二十七条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ)の専用の部屋等の面積(当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう)又は介護医療院(同条第二十九項に規定する介護医療院をいう)である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る)の面積を加えるものとする。第三十九条第二号において同じ)を、指定通所リハビリテーション(指定居宅サービ

ス等基準第三十六條に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

三 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第三十九條中「ものとする」を「とおりとする」に改め、同條第一号中「指定通所介護事業者等」の下に「又は指定通所リハビリテーション事業者」を、「指定通所介護等」の下に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同條第二号中「機能訓練室」の下に「又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等」を、「指定通所介護等」の下に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同條第三号中「指定通所介護事業所等」を「指定通所介護事業所等又は指定通所リハビリテーション事業所の」に改め、「当該指定通所介護事業所等」の下に「又は当該指定通所リハビリテーション事業所」を、「指定通所介護等」の下に「又は指定通所リハビリテーション」を加える。

第三十九條の二の次に次の一條を加える。

(病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス(自立訓練)に関する基準)

第三十九條の三 条例第五十條の三の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を行う事業所(次号において「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所」という。)の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、管理者及び次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる基準を満たす人員を配置していること。

イ 利用者の数が十人以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練(機能訓練)の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が一以上確保されていること。

ロ 利用者の数が十人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練(機能訓練)の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除して得た数以上確保されていること。

三 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第五十七條の三第一項第二号イ及びロを次のように改める。

イ サービス管理責任者が常勤である場合 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数

(1) 利用者の数が六十以下 一以上

(2) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて六十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ロ イ以外の場合 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数

(1) 利用者の数が三十以下 一以上

(2) 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

第五十七條の三中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加え、第十四章中同條を第五十七條の四とする。

3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十七号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。)第二條第三項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援(指定地域相談支援基準第一條第十一号に規定する指定地域移行支援をいう。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第三條の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員(同條第二項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。)を第一項第二号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすこと

ができる。

- 4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第二十九条第三項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第一条第十二号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第四十条において運用する指定地域相談支援基準第三条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第一項第二号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

第十三章中第五十七条の二の次に次の一条を加える。

（サービス管理責任者の業務）

第五十七条の二 条例第百九十四条の六第一項の規則で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。
- 三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

第六十二条第一項第三号及び附則第二項中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

附則第八項中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第三条 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を次のように改正する。

目次中「第九章 自立訓練（生活訓練）（第四十一条―第四十七条）」を

「第九章 自立訓練（生活訓練）（第四十一条―第四十七条）」

第九章の二 就労選択支援（第四十七条の二）

」に改める。

第九章の次に次の一章を加える。

第九章の二 就労選択支援

（従業者の配置等に関する基準）

第四十七条の二 条例第百六十一条の三の規則で定める基準は、指定就労選択事業所ごとに、常勤換算方法で利用者の数を十五で除して得た数以上の就労選択支援員を置くこととする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項の指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第四条 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年石川県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号及び同条第二項第一号中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第七条中「第二十五条第九項」を「第二十五条第十項」に改める。

（障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第五条 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年石川県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第十七条第九項」を「第十七条第十項」に改める。

第六条第一項第三号及び第九条第一項第二号並びに附則第二項中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第六条 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

（就労選択支援の職員の配置等に関する基準）

第十三条の二 条例第六十条の四第二項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の職員を置くこととする。

一 管理者 一

二 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。） 就

労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除して得た数以上

- 2 前項第二号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。
- 3 第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 4 第一項第二号の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第七条 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第二号及び同条第四項第一号中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第七条中「第十八条第九項」を「第十八条第十項」に改める。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第八条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条の見出し中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条中「第八十一条第五項」を「第八十一条第三項」に改め、同条第一号を次のように改める。

- 一 児童発達支援センターの発達支援室の一室の定員はおおむね十人とし、面積は児童一人につき二・四七平方メートル以上とすること。

第十九条第二号中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第二十条を次のように改める。

(児童発達支援センターの職員の配置等に関する基準)

第二十条 条例第八十二条第五項の規則で定める基準は、児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数がおおむね児童の数を四で除して得た数以上であり、そのうち半数以上が児童指導員又は保育士であることとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第三条及び第六条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第百四号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。)附則第四条第一項の規定により一部改正法第二条の規定による改正後の児童福祉法(以下「新児童福祉法」という。)第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされた者(次項において「旧医療型児童発達支援事業者」という。)に係る従業者の基準は、第一条の規定による改正後の指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(以下「新指定通所支援基準等条例施行規則」という。)第三条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 3 旧医療型児童発達支援事業者に係る設備の基準は、新指定通所支援基準等条例施行規則第五条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に指定を受けている指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(令和六年石川県条例第十四号。以下「令和六年改正条例」という。)第一条の規定による改正前の指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十一号)第七条第三項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第四項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所(次項においてこれらを「旧難聴児等指定児童発達支援事業所」という。)に係る従業者の基準は、新指定通所支援基準等条例施行規則第三条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 5 旧難聴児等指定児童発達支援事業所に係る設備の基準は、新指定通所支援基準等条例施行規則第五条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

- 6 一部改正法附則第十一条の規定により新児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターを設置しているとみなされた者(次項において「旧児童発達支援センター」という。)に係る設備の基準は、第八条の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(以下「新児童福祉施設基準条例施行規則」という。)第十九条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。
- 7 旧児童発達支援センターに係る職員の基準は、新児童福祉施設基準条例施行規則第二十条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 8 この規則の施行の際現に設置している令和六年改正条例第九条の規定による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第六十二号)第八十一条第一項に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第三項に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター(次項においてこれらを「旧重症心身障害児等福祉型児童発達支援センター」という。)に係る設備の基準は、新児童福祉施設基準条例施行規則第十九条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。
- 9 旧重症心身障害児等福祉型児童発達支援センターに係る職員の基準は、新児童福祉施設基準条例施行規則第二十条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。